

行 商 の 研 究 (1)

——行商の歴史と行商人の源流——

高 向 嘉 昭

一 行商研究の動機と目的

筆者は昨年（昭和48年度），鹿児島県育英財団の助成金を受けて，鹿児島大学松本譲氏，鹿児島県立短期大学児嶋正男氏と共同で鹿児島県の地域特産業である鰹節の研究を行なった。この研究で筆者は「鰹節の流通と市場」を担当したが，鰹節流通上，行商がかなり重要な地位を占めていることがわかった。たとえば鹿児島県産鰹節のうち約7%が行商を通じて売り捌かれており，中でも裸節¹⁾などは実にその32.0%のものが行商による販売である²⁾。

総理府統計局は5年ごとに全国の消費実態調査を行ない，その結果を報告しているが，この報告（昭和44年）においても，鹿児島県での鰹節購入は，その22.4%が行商よりなされ，全国最高の比率を示している。また，この鰹節研究の一環として，本学の教職員の一部および学生全部（といっても300名不足であるが）の家庭を対象にアンケート調査を実施したが，ここでも行商より鰹節を購入すると答えたものが，かなりの数にのぼっている（17.2%）。

行商は小売商業形態としては最古の形態に属し，かつては市（いち）と並ん

-
- 1) かつお節はその加工の精粗や方法の相違によつて荒節，裸節，真空節，枯節などに区別される。裸節は荒節の表面に削り加工を施し日乾したもので，まだ「かびつけ」のすまないもの（「かびつけ」が終ったものが枯節）をいう。つまり，かつお節での大衆品である。
 - 2) 鹿児島県中小企業総合指導所『枕崎鰹節産地診断報告書』昭和45年3月，78ページ第14表参照。

で物品流通上の主軸をなしていた。しかし、それは時代の進むにつれ、とくに資本主義の発達により、その場を失い、今日では商業活動の末端的分野、あるいは特殊な分野にしかその活動余地を見出せないこととなったのである。

このように行商は衰微の一途を辿りつつあるが、それでも末端的分野、特殊な分野で、なお生き続けているのはなぜか？特殊な分野にはどのようなものがあるのか？地方によっては（たとえば東北各県は概して行商依存度が高い。とくに青森県は全国最高である）、あるいは商品によっては、むしろ他の配給機関よりも有力な販売形態として機能しているのはなぜか？

行商人と地域の社会的・経済的構造との間に関連性はないのか？

あるいは、鹿児島県枕崎地方の鯉節行商人に見られるような特別の理由³⁾があるのではないか？あるとすれば、それはどのような地方でどのような理由なのか？

といったような、さまざまな疑問が生じてきた。そして、これらの疑問の中でも、とくに社会的・経済的構造（マクロ的にも、ミクロ的にも）と行商との間の関連性ないし法則性の有無ということが筆者の強い関心をひいた。本稿は究極的にはそのような関連性ないし法則性の有無を明らかにすることを目的としているが、さしあたっては行商の歴史というようなところから論を進めて行きたい。なお行商の歴史、行商人の源流については、とくに注記しない限り参考文献として、恩師宮本又次博士の『日本商業史概論』（世界思想社、1954）を使用させていただいたことを、あらかじめおことわりしておきたい。

3) かつお節行商において、枕崎地方の行商人が、今日のように活躍するに至った由来は「黒島流れ」にあるとされる。「黒島流れ」とは枕崎市史によると、「明治28年7月24日に暴風があり、陸上の被害は殆どなかったが、海上における漁船の被害は甚大で、枕崎の漁船23艘、死者 411人、坊泊は破船11艘死者 165名、川辺郡内では合計難破船 281艘、死亡 713名に達する一大惨事となった。その大部分は黒島（三島村）近海に出漁中、この難に遭い、また死体の大部分も同島に漂着したので、この海難を『黒島流れ』または『六月流れ』といい伝えている」とある。

この海難事故により再起不能に陥った船主も多かったが、路頭に迷う婦女子もおびただしかった。とくに枕崎市の田畑・塩屋という両部落では、99人もの遭難者を出したため、その悲惨さは名状しがたいものがあった。そこでその地方の僧侶兼広教真がその惨状を見かねて未亡人たちにかつお節行商をすすめた。そのためその地方では、かつお節行商が盛に行なわれるようになったという。

二 行商の歴史

原始時代の交換がどんな形式で行なわれたかは明白ではないが、交換発生時の形式については、掠奪起源説と贈与起源説とがある。前者は戦争が掠奪を生み、掠奪が強制無言交換を生み、強制無言交換が沈黙交換を生み、沈黙交換が普通交換を生んだとする闘争起源説(＝略奪起源説)である。後者は贈与が外者歓待を生み、外者歓待が交易航海を生み、交易航海が普通交易を生んだとする協同起源説(＝贈与起源説)である。

このように、交換の発生起源は二つに分れているが、いずれにせよ原始時代から時代がすすんで氏族制時代の頃になると交換の主な形態は行商と市であったとみて間違いない。

わが国においても、かなり早い時代から行商が行なわれていたと推定されるが、当時のそれは継続性もなく、従って文献にも記されず、文献にはじめて行商のことがでてくるのは「日本書記」の雄略天皇(5世紀後半)の頃になってからである。すなわち雄略天皇13年の条に「秋八月、播磨国の御井隈の人、文石小麻呂、力有りて心強く、暴く虐なる行す。……商客の艤舩を継えて、悉に以て奪い取り……」とあるのがそれである。商人が船に財貨を積んで水面を往復したことがわかる。商人といっても、それは今日のような意味でのそれではなく、当時は行商人のことを指していたのである。

この雄略紀に続いて欽明紀(6世紀中頃)にも、山背国紀部の深草里の住人秦大津父が相闘う2頭の狼を助けて、その報いで大蔵省になったという記事があり、その中で大津父が「……臣、伊勢に向りて、商價して来還るとき……」といっている。これも当時山城から伊勢まで行商に出かけるものがあったことを示すものである。

以上のような日本書記の記事をはじめとし、以後つぎつぎに行商に関することが各文献に現われてくる。例えば「今昔物語」には京の水銀商が年来伊勢に通い「馬百余疋ニ諸ノ絹糸綿米ナドヲ負セ、常ニ下り上り」したことが見えている。また「宇治拾遺物語」には越後国から鮭を馬に負わせて、20駄ばかり京に上せた者のことが記されており、「山家集」には京下りの商人が眞鍋・塩飽の

島々に「つみの物どもあきなひ」歩く様が述べられている。これらは京の手工品を持下り、島々にて塩や魚介を仕入れ、京に持帰ったものである。「義経記」にも三条の大福長者吉次が毎年奥州へ出向き、巨額の砂金を京都に移入したことが見え、奥州に赴くときには、多くの財貨を馬20頭に負わせて行ったという。

この他にも多々あるが、いずれにせよ、この当時の行商は継続的・専門的に行なわれたものではなく、臨時的・機会的商業であった。商人が専門化してくるのは荘園制の崩壊、中世封建制の成立後であり、座商の出現後であるとするのが通説であるから、営業的商人としての行商が生まれてくるのも鎌倉末から吉野朝にかけてであると思われる。もちろん中世以前においても例外がなかったわけではない。例えば「新猿楽記」に八郎真人が商人の首領として「利を重じて妻子を知らず、身を念ふて他人を顧みず、一をもって萬となし、填（つち）を搏（う）って金と成し、言を以て他人を誑し、謀を以て人目を抜き、東は浮因の地に臻り、西は貴賀之島に渡り、交易の物、売買の種、稱て数ふべからず」というように広範囲にわたってのその活躍の状況が描写されているが、これなどは、もはや純然たる行商人の姿であり、行商を継続的・営業的に行なっていたとみてよいであろう。

ところで行商人が活躍したこれら古代・中世の時代は、社会状態が不安定で、行商は道中往々にして盗賊に襲われることも稀ではなかった。そこで彼らは集団的に行動し、武器を携え警護の人々をつけるのが常であった。すなわち隊商・商船隊として行動したのである。例えば応仁2年（1468）美濃よりの帰途、僧小補が出会った行商は、擔夫 100余人、兵衛6・70人、驢載馬駄の数は測り知れず、とあるようになかなか大集団で行動したことがうかがわれる。また後に述べる大山崎の油商人の荏胡麻の買占、油の売捌きも隊商的に行動したようである。行商人が隊商的行動をとる理由はこの他、幾重にも張りめぐらされた関税や市場税の障壁を破る必要からでもあったろうと思われる。課税を免がれ、通行の権利を得るため協同して領主と交渉することは、一人でするよりも幾層倍かの効果があったであろうし、むしろ一人ではよくなしえなかったであろう。大山崎の神人が油以下の雑物交易のため、貞応2年（1223）に不破関通過の過

書を得、嘉禄2年(1226)博多の国安の油座が諸関津の自由通行権を得たというのも、諸国行商の群が、このような団体を結成し領主より関税免除の特権を得ていたことを物語るものである。

古代から中世前期にかけて交換形態の主流をなすものは行商と市であったが、中世後期になると店舗商業が都市と共に発達し、問丸の営業者化・卸売商化がみられ、また市場も単一大量の商人のみの卸売市場が現われるに至った。このような傾向は時代が進むにつれてますます顕著となり、近世においては行商と市の代りに城下町商業、問屋、卸売市場をその特色とするようになった。

城下町では、いまなお三斎、六斎、九斎などの市が開かれていたが、このような定期市はもはや城下町商業の中心をなすものではなく、城下町の商業は店舗商業にあったのである。市はむしろ衰退する傾向にあったといえる。しかし、店舗がなお十分に整備されていない時には、間隙をぬって振り売、荷い売が相当に行なわれたであろうし、それはまたそれで十分な存在理由と意義を有したのである。

ところで近世経済の大きな特色は自然経済・実物経済より貨幣経済化への推移とともに領域経済の全国経済化ということであろう。すなわち、近世は政治的には大名領地を基本とするが、一方においてこれを統括する中央集権的権力の絶大であった時代である。大名領域を一つの有機的統一体として、その城下町を中心に、一つの経済圏を作らんとするに對し、中央集権的権力は、このような経済圏をできる限り打ち破り、大阪・江戸以下の直轄都市を中心として全国的に経済圏を拡大しようとした。領域経済を維持せんとするものと、これを全国経済に改組せんとする運動との、つまり、二つの経済範囲の二元的対立の中に、近世の経済機構の特異性を認めることができるであろう。

このような領域経済の全国経済化にともなって、行商もまた全国的規模で行なわれるようになった。大規模・広範囲・全国的となった行商人の代表的なものは富山売薬商人と近江商人とである。

全国にその足跡を残さないところはないといわれている富山商人の起源に関しては、富山二代の主正甫公の時代(天和年間=1681~83)に備前国片上の医

師萬代(もす)浄閑の反魂秘法が伝来したのにあるといわれている。この反魂丹は、まず藩主正甫公に伝えられ、公の愛用するところとなったが、後、城下の薬種商松井屋源右衛門に伝承せられ、同人は世上一般に調製販売することを免許せられ、これが富山売薬のはじまりをなしたといわれる。

売薬範囲は、はじめは裏日本から西日本一帯へ普及していたものであるが、文化・文政(1804~29)頃から全国各地に行きわたるようになった。富山商人は売薬を主たる業務としたが、はじめは売薬のみに限ったわけではなく、種々なる財貨も持参した。煙草入・足袋を持ち歩き、米沢織・奈良晒や昆布・手拭・塗箸・扇子などをも売った例がある。けれども、やはりだんだんと売薬を専らとするようになった。

富山売薬の販売は、店頭における請売薬と行商による配置売薬とがあったが、その大部分は行商によるものであった。配置売薬という販売方法は、あらかじめ数種の薬剤を顧客のもとに預けておき、翌年行商歴訪のとき、精算とともに残薬は新品と引換え、補充してさらに配薬を継続する一種の掛売制度である⁴⁾。この制度の運営の中心をなすものは、懸場帳と御免場所とであった。懸場帳は配薬上の一つの権利を代表するものであって、配薬に関する債権的価値と懸場に関する暖簾価値とを含んでいた。懸場とは売薬を行商配置した得意地区およびこれに対する経済上の権利をいう。この懸場の台帳を歩帳といい、懸場得意先を記入した各自の帳簿を懸場帳といった。懸場帳の所有者を帳主といい、帳主自ら行商しない場合は連人・小者と称する行商人(旅出奉公人)を使用して、これを行なわしめた。懸場帳が得意先元帳であり売掛帳であったため、それが配薬上の債権価値を有したことは当然である。しかもそれにもまして懸場帳の重要なのは暖簾価値を有する点であった。その過去の営業成績・現在の配置薬価および将来の売薬可能性が参酌されて、その暖簾価値が評価され、売買の客体となり、貸貸・質入の目的物とさえなった。

富山売薬商人が配置売薬をする場合、何人も自由に出入して、配薬をなしう

4) この方法は明治以後も久しく継続され、また他地方の売薬行商者の間にも広まり、現在でも農村などでは、これによって急場の必要をみたしている向きが少なくない。

る地域と、特定の許可されたものに限り配薬をなしうる地域とがあった。後者を御免場所という。御免場所は、当封建領主に対して、一定の冥加金その他を献納すべく、従って排他的特権を保証されていたが、時々売薬を差留めされることもあった。売薬の差留は、従来の売薬の特権を取消し、配薬を引揚げさせ、以後その売薬行商を禁止しようとするもので、あるいは有利な売薬事業を藩において直接営まんとするためや、あるいは再許可の際における多額の冥加金を目当てとしたものである。例えば他国人を入れないことで有名な薩摩藩でも、この富山売薬商人だけは天明以前、すでに領内の行商を許され薩摩組なるものも組織されていた。しかし天明元年(1781)、薩藩より領内の行商を停止され、同3年に至って13人脚を限り、再び免許された。1人脚とは行商人1人が定期的に廻りうる懸場である。しかるに同7年再度禁止となり、このときは組仲間一統運動の結果、2年後の寛政元年(1789)、神農堂へ毎年銀10枚を寄進することをはじめとし、諸種の条件を付して16人脚まで免許された。寛政11年、またまた禁止の憂き目に会ったが、これは享和元年(1801)に、毎年冥加として鉛150斤・熊皮10枚を納めることで許されている。その後文政10年(1827)にも禁止されたが、この時も解禁運動により間もなく許されている。その運動に使用した費用は10,000貫文(金1,389両)といわれ、当時の組仲間26人が平等に負擔しても、1人金53両1歩3朱となり、これは1年間の売上高に相当したという。

安政3年(1856)、薩藩においては製薬座を創設し、配置売薬を藩営とした。当然富山売薬商人の行商は停止されたが、この藩営事業は失敗に帰し、同5年以後再び薩摩組に引渡された⁵⁾。

全国で活躍した富山売薬商人は天保年間(1830~43)その数1,700人を数え、売上高も年50,000両にのぼった。さらに文久年間(1861~63)には行商人2,200人、売上高200,000両を算するに至ったという⁶⁾。このように彼らの発展を促せる理由としては、富山藩の保護取締と売薬人仲間制度とをあげることがで

5) 『鹿児島県史』第2巻, 577頁。

6) 本庄栄次郎『日本経済史』有斐閣, 昭和37年, 174頁。

きる。藩は当初、町奉行をして、支配せしめたが、後、御勘定所内に反魂丹役所を設け、さらに文化(1804~17)の頃から、独立の反魂丹役所を新設し、格式ある町人を上縮(うわじまり)・肝煎・調理役等に命じ、一切の事務を処理させている。一方藩は冥加として、役金を取立て、年と共に役金の割合をまし、増上納・繰上上納をも命じたが、他方には取締と保護奨励に任じ、その声価の発揚に努めさせていた。仲間制度は各行商先によって、21組に分れ、各組には年行事および周旋方なるものがあり、内外の統制に任じた。仲間・組により協同して、各地における商権を確保した仕方は、売薬業発展の上に大なる貢献をなしたといえる。

富山商人と並んで有名な近江商人は、蒲生・神崎・愛知(えち)・犬上・坂田の湖東5郡から出た商人を指し、殊に八幡・日野・五箇荘を中心とする地方にその根拠を有し、行商と出店とによって、主として京・大阪・江戸の3都をはじめ広く全国的に進出したことで知られている。琵琶湖にのぞんだ近江の地は、古来穀倉といわれるほどに農産物が豊かであったうえに、水陸ともに交通の要所にあった関係から、多数の市が起り、商業が盛んであった。鎌倉室町時代になると、この地の商人は、延暦寺と結んで座を結成し、京都はもとより、越前・美濃・伊勢方面へ盛んに行商に出かけ、時には商業路を独占することもあった。織田・豊臣の国内統一後、農村の商人は主として城下町や湊町に集まり住んだが、とくに江戸幕府の成立後は交通の発達と市場の拡大にともない、全国的に進出し、農村への商業侵入の立役者となった⁷⁾。

近江商人の最も著しく活躍したのは江戸時代の中期以後で、全国60余州にわたり、寒暑をおかして行商し、ついに江戸の日本橋・大阪の本町筋・京都の三條通りには彼らの出店である大店舗が軒をつらねるまでに産をなした⁸⁾。これらの商人を出した地方は、前にも一部あげたが八幡・日野・南北五箇荘・愛知郡の所々、高宮・彦根・長浜などであった。

7) 平凡社『世界大百科事典4』1956、132頁。

8) 平凡社『世界大百科事典7』1956、394頁。

八幡商人は早くより、同地方の特産である蚊帳を諸方に行商し、需要が漸増するにおよんで原料を北陸にもとめて、ますます大規模に生産が行なわれるようになった。蚊帳の他にも、疊表・呉服・雑貨なども取扱った。江戸をはじめとして、京・大阪その他各地の城下町に出店を設け、商権の確立につとめた。また早くより松前にも着眼し、漁場を拓き、海産物を京阪に持上り、さらに松前藩の御用商人となったものが輩出した。名古屋・仙台に進出し、関東の辺鄙の地に出て行ったものもあり、販路は鹿児島にも及んだ。

日野商人は、日野およびその近郷一帯の商人で、近世初頭、旧領主蒲生氏の縁故により松ヶ島・会津に移っていった。漆器類を持下り、後には売薬を持ち行き、茶・呉服・太物をもあきになった。出店をするようになったのは、八幡よりも遅れている。両毛地方を中心とする関東地方において、酒・醤油の醸造を行ない、呉服や売薬を販売した。その店舗は、元禄年間(1688~1703)以後、200年間で120~130か所に達し、とくに文化文政以後激増しているが、なお日野商人の特色は行商にあった。

五箇荘商人の活躍は、日野よりもやや後れて江戸中期以後である。その出身の地は村落であったから、地場商業は行なわれなかった。主として出店持商人の散在地であった。彼らの持下った商品は、呉服・雑貨・紅花・麻布・編笠などで、3都はもちろん、蝦夷地より南方九州諸島にもおよんだ。

愛知商人は麻布類の持下りを業とした。関東・関西を通じて、幕末において現われ、高宮・彦根商人は、文化・文政年間以後3都に店舗を開いて、呉服その他の巨商となり、長浜商人は、ちりめんその他の織物および米穀・肥料の取引において成功者を出した。

近江商人は、商業以外に工業にも進出した。関東地方における醸造業は殆んど近江商人、主として日野商人が興したものである。松前においては漁業に従事した。また大名貸を盛んに行ない、名目金にもその資金を運用した。彼らは各地における出店で諸種の商業を営むと同時に、その獲得した資金を活用するため金融業にも従事した。

このように近江商人は行商より出店となり、さらに国内商業だけでなく、工

業・漁業・金融業にまで進展したが、その出発点はやはり行商であった。しかし、近江商人を特徴づけたこの行商は明治以後急速に行なわれなくなった。

以上の富山商人・近江商人によって代表されるように領域経済の全国経済化にともなって、行商もまた全国的規模で行なわれるようになったが、しかし、それはもはや商品取引面において、かつてのように主流をなすものではなく、全体としては支流的・末端的機構として位置づけられるに至ったのである。近世商業は店舗商業を主とし、商人の中心は問屋・仲買あるいは市場商人へと推移したのである。

三 行商人の源流

それでは、このような行商に従事した人々は一体どのような人々であったろうか。その系譜をたどってみると次のような源流を見出すことができる。

1 販女・販夫

関市令も延喜式も市以外の交易を禁じているが、行商は許している。従って附近農民が余剰物を振売する近距離の行商が当然あったであろうし、貴族官僚の住んでいた京都市中では雑品や食料の振売は歓迎されたことであろう。このような振売をするものは販夫、販女と呼ばれたが、概ねそれは販女によって行なわれた。

というのは、班田制や律令制下では、男子は課役を負擔するため、その部署を離れることができず、商行為をしても継続的なことはできなかつた。これに対して婦女子は課役を負擔しない不課口で余暇があったので副業的に余剰物を売り歩くことができたからである。

今日、なお見られる八瀬・大原から伝統的な服装で頭に薪その他のものを載せて京都近郊を行商して歩く大原女や花を販ぐ北白川の女、あるいは大津から物売にくる俗称おいね、さらには京都の問屋に材木や割木を頭にのせて運搬した「中郷えびす」などは、いずれもこうした販女の流れをくむものである。

京都以外の地においても、この触れ売りは相当に行なわれたようである。女が販女として行商に従事した例は、海辺や山間部において殊に多かったと考え

られる。漁村などでは主食糧、衣料その他が生産不足のため、魚・貝・海草・塩などを農村へ売り歩く婦女子が多かった。漁家にとっては、農家以上に「かへこと」が緊急のことだったのである。最近まで各地に残っていた民俗的な風習から過去の古い販女の姿を想像することができる。たとえば愛媛県松前町の「オタタ」は地曳網でとった一切のものを、網主と曳子の妻や娘が売り歩き行商したものであり、また大分県臼杵町の近くの「シャア部落」では、男のとった魚介・海藻類を農村の得意先に行って穀物等とかえ、ハンボウ（魚桶）に入れてカンゲテ（頭上運搬）して帰ったという。徳島県や石川県金沢市附近の「イタダキ」、山口県萩市附近の「カネリ」、北九州市小倉区附近の「シガ」などもこれと似たようなものであった。

販女でなく販夫が振売をした例は「宇津保物語」、「宇治拾遺物語」、「本朝無題詩」、「管公文集」、「今昔物語」、「源氏物語」等々において見出すことができるが、前にも述べたように、概ね近距離の行商は販女によって行なわれたとみてよいのである。

2 遍歴職人（旅職人）

律令制下において、班田収授の法が行なわれたが、実際には厳密正確には実施されず、農民（百姓）は普通のことをしていては食っていけなかったようである。だから戸籍を逃れたり、不正の方法で耕地を得んとするものが増加した。このように戸籍を逃れたものは、寺院に入って出家僧侶となったり、または新興の荘園に入って荘民や下人となったり、あるいは家子郎党となって武士となったものもあるが、中には漂泊の生活をつづけ、後世の山窩のような生活をしたものもあったと考えられる。このような漂泊民は幾人か集って洞窟に住んだり、仮小屋を構えたりし、土地から土地へと移動し、あるいは遊芸をもって「生業（なりわい）」としたものもあった。傀儡師や放下僧、猿楽、白拍子等である。すなわち工芸・遊芸・雑役に浮草のその日その日を送ったのである。しかも彼らの中には、あるいは川魚を捕って売ったり、竹細工をしたり、箕直し桶直しをしたりするものもでてきた。これらは「細工の者」と称せられた人達である。彼らは常人の利用しないような山奥とか川原とかに追いこまれて

小屋がけをし、河原者・坂の者・散所の者となった。これらの人々は勢い世の常と異った生業をもとめねばならず、一つ所では十分なものはないから諸方を流浪することとなり、少しでも乏しい生活資料を多く得んがため、山野河川の自然物を採取し、あるいは若干の加工を施して、里の米麦と交易するに至ったであろう。交易とはいうものの、物を乞うような有様となり、ただ少しでも貰い物を確実にするために物を提供し、歌をうたい、舞をまっけて、人の歓心を得たりしなければならなかったと考えられる。彼らは、たとえどこかに定住するようになっても、なおよき土地の利用から、しめ出され山野において余されたものを漁り求めねばならなかった。だから竹細工などを業としたり、草鞋作り、石臼の目立て、石切、皮作りなどあまり人の好まない不潔な仕事をしたものであった。このようにしている中に、やがて特殊民として成立したのである。木地屋や金屋のような旅職人も現われ、仕事の材料や燃料の関係から移動した。彼らは自己の製品を販売したり、箕直し、鍛冶、桶直しなどの賃仕事をしたりしたが、時には一歩進んで他人の製品や各地の産物を買って売り歩くようになった。このようなどころに行商的商人の萌芽を見ることができる。

3 座職人・供御人・神人

以上の遍歴職人からの行商商人の出現と併せて座に従属する工人から行商商人へと転化した形態も見られる。

座は鎌倉・室町時代、主として朝廷・貴族・社寺を本所として結成された同一職業団体⁹⁾であるが、その萌芽は遠く上古に存在した部の中にそれを見出すことができる。上古の品部・民部は大化改新によって廃止されたがその一部分、殊に主として技術的労務に従事する雑戸および家人・奴婢等は依然朝廷・貴族・社寺の隷属民として平安時代まで存続し、主家の必要に応じて諸種の工芸品・日用品の生産その他一定の労務に従事していた。この場合、同一種類の奉仕をなすものは、社寺や朝廷の儀式にも一定の座席を占拠し、互いに協同動作を

9) 平凡社『世界大百科事典11』1956、474頁。

なすのが常であったので、こうした集団が、いつしか座と呼ばれるようになった¹⁰⁾という。

座は主家に対する労務の種類によって祭祀の座・舞楽芸能の座・経済的の座に分れ、祭祀・娯楽の座は、そのままの姿を永く保存して残ったが、経済的の座は、荘園管理機構の変化、荘園領主の家産経済の衰頹によって、またそれら座の生産力発展によって変化を来し、従来主家のためにのみ生産した工人達は主家の諒解を得て、主人以外の注文に応じたり、あるいは一般に売出すようになった。

こうして他人のために生産をはじめた工人達は、生産のあいまにその生産物を携えて、市より市へ、田舎より田舎へ、地方から中央へと単独に、あるいは、団体的に行商するようになったであろうし、やがてその中から専門的な商人も現われたであろう。こうして座商の出現となるのである。しかし、なお座は商工未分化のものを含み、また商人の座でも小売・問屋・振売・立売などの営業方法は、いずれも適宜座衆の選び得るところで、はっきりと分化していなかった。だが、その後社会的分業の発達によって座の中には生産と販売のそれぞれに明確に分離するものもあり、また販売の座も、さらに小売・仲買・振売の座に細分されて、そこに行商を専門に行なう座が出現するに至ったのである。

すでに述べたように座は平安時代の末ごろから鎌倉時代にかけて、朝廷・貴族・社寺などに隷属していた工匠が次第に解放される過程において出現したものであり、はじめのうちは、なお公家・社寺などを本所とし、その諒解のもとに行商・出稼などを行っていたが、南北朝時代から室町時代になると、座の性質は変化して、本所によって保障された営業独占権、すなわち一定地域における一定の商品の独占的仕入および販売の特権、ならびに一定の行商路の専用権などを独立に保持する商工業者の団体となり、ここに純然たる営業的商人による行商が行なわれるようになったのである¹¹⁾。

10) 平凡社『世界大百科事典11』1956, 474頁。なお、座の起源については、いろいろの説があるが詳細は宮本又次著『日本商業史概論』(世界思想社)87頁以下を参照されたい。

11) 平凡社『世界大百科事典7』1956, 393～394頁。

主家に隷属していた工匠達ばかりでなく供御人や神人達によっても座は結成されていた。供御人とは一般的に朝廷の供御すなわち膳部調進の材料である魚・貝類、野菜、くだもの類を生産捕獲する人々のことであるが、その進納する品物によって生魚供御人・鳥供御人・鯉供御人・菓子供御人・葱供御人・蓮根供御人・黄瓜供御人などの名称で呼ばれていた。はじめは現物納であったが、後、代銭納となり、やがて生産捕獲と関係のない供御人も現われるようになり、取扱品も食料品以外のものに及んだ。例えば燈籠供御人・炭供御人・火鉢供御人・竹木供御人などがそれである。

このような供御人（次に述べる神人も同様であるが）に対しては俸禄が支給されていたが、平安末期、国衙領の減少にともなって、彼らに支給される俸禄が減少してくると、彼らは何とかしてその俸禄の不足を補おうとした。貢納の余剰物を他に売却することなどは当然考えられ、実行された。こうして彼らの中から行商に携わる人々が現われてきたのである。これらの供御人は座を結成し、座の特権を利用して行商にも当たったのであるが、とくに蔵人所の供御人の一つである鋳物師（いもじ）座は鎌倉時代より五畿七道で関銭を徴収されることなく鍋・釜・鋤・鍬はもとより絹布・米穀の行商まで行なったことで知られている¹²⁾。

神人とは専門の神官ではないが、俗体をもって神社に奉仕し、神社の清掃・神田の耕作・祭礼に際しての神輿かつぎなどの雑役に従事した人々の総称である。石清水・賀茂・住吉・日吉・北野・祇園・春日など京都や奈良の大社には必ずこの神人が付属していた¹³⁾。また地方では河内交野五座神人・加賀国白山の金剣宮神人・筑前博多櫛田社の神人も知られていた。彼らはその奉仕の代償として諸税免除の特権を与えられていたので、そのような特権を利用して次第に商人化したと考えられる。中でも大山崎村の石清水八幡宮離宮八幡宮に附属していた、いわゆる大山崎神人は座を結んで燈油販売の特権を得て、諸国を行

12) 豊田武・児玉幸多編『流通史Ⅰ』山川出版社、昭47、78～79頁。

13) 同上書 79頁。

商して歩いたことでも有名である。

また祇園社には、犬神人なるものがいた。つるめそといわれ、清水坂の西、建仁寺町の辺に住んでいた賤民である。常に祇園社境内の掃除をしたり、不浄のものを片づけたりしていたが、さらに洛中の道路の不浄を清め、死人を取片づける仕事をした。彼らは祇園社を本所としていたが、杳作を内職とし、転じて弓矢を作り、弓弦の行商をも始めた。親鸞上人が流されて越後にいた時、平素上人に帰依していた犬神人が、しばしば来って都の消息を伝えたといわれるが、彼らの行商範囲が相当広範囲だったことが知られる。

4 僧侶

古来、わが国経済の発達は仏教または僧侶と関係するところが少なくなく、行商もまたその例外ではない。

律令制下においては、僧侶は一切の課役を免除されていたので多くの人々は出家の手段によって公民籍を脱し、国司の誅求を免れんとした。彼らは移動が自由であったので、初めのうちは在家法師として郷里に定住していたが、やがて全国を流浪するようになった。僧尼が売買を行なうことは令や延喜式によって禁じられていたが、ただ隨身の品物を売買することはできたし、薬丹は身につけて行くことが例外的に許されていたので、まずこのような隙間から僧侶の行商が始まったと思われる。

中世においては僧侶が調剤をし、それを販売した。東大寺の奇応丸、西大寺の豊心丹、平泉寺の丸薬など寺院にて製薬されたものが主として僧侶を通じて全国に普及したのである。このような医薬の行商を行なった僧侶として高野聖が有名である。高野の僧は学侶と行人と廻国僧とに分れていたが、廻国僧がいわゆる聖と呼ばれ、彼らはあきないをし、医薬のみならず呉服をも行商したといわれる。「室町日記」に「この笈聖は商売のために諸国を廻り候に依て」とあるのは、このような行商の僧を指したものである。なお医薬の他、江州百濟寺や河内国天野の金剛寺の酒、江州金剛寺および遠江国浜名郡大福寺の納豆、京都の新善光寺の扇なども寺院において製造販売されたものとして有名であるが、恐らくこれらの中にも僧侶によって行商されたものがあったであろう。

四 商品の運搬

販夫（ひさぎびと）、販女（ひさぎめ）の語源が、一説によると「ひさげ」つまり物を掲げることにあるといわれるように、行商品運搬のもっとも素朴な方法は、そのまま手に掲げて持ち運び、売り歩く方法であった。しかし、この方法は一般的ではなかった。軽量かつ少量であれば、手に掲げたままで行動することも、さほど苦痛ではないが、重量品であったり、軽量品でも数が多くなったりした場合には、そして行商活動が長距離、長時間になればなるほど何らかの工夫が必要となった。そこで、ただ単純に手に掲げて持ち運ぶかわりに頭に載せたり、背に負ったり、肩にかついで運ぶようになったのである。このうち、浅い桶などに品物を入れ頭に載せて運ぶ、通称「いただき」が最も古い形式であり、これは、前に述べた「おたた」や「大原女」に、なおその古い風習を残している。

背に負って運ぶ方法としては、長い荷綱を使って背負う「かるこ」、品物を入れた櫃を積み重ねて背負う千朶櫃（せんだびつ）、木框に荷をつけて背負う連雀（あるいは連著）などがあった。とくに連雀は商品の運搬に便利なので利用者が多く、中世末期には千朶櫃も、この連雀にとってかわられ、また行商人の別名として「連雀商人」の名が使われたほどである。西国では彦根や堺にみえるのみであるが、江戸・前橋・甲府・静岡・掛川・岡崎・浜松など関東一円の城下町の大手近くに連雀町の名が残っているのは、中世以来、城下町がまだ市商業より店舗商業への過渡期にあった時に行商人がこの地点に来集したことを示す¹⁴⁾と同時に、連雀が行商人の別名として使われていたことをも示すものである。

肩にかついで持ち運ぶ代表的なものは天秤棒であろう。これは肩に棒をかつぎ、その両端に品物をつりさげて運ぶものであるが、近距離の行商には早くから用いられていたようである。しかし、その名称が出現したのは16世紀後半ということである¹⁵⁾。

14) 宮本又次『日本商業史概論』世界思想社、1954、179頁。

15) 平凡社『世界大百科事典7』1956、394頁。

なお特殊なものとして、行商人が山間の街道を通過する際、彼らを助けた足子（あしこ）がある。足子は山越えを専門とする商品の運搬人であるが、中でも近江保内の足子商人が有名である¹⁶⁾。

商品運搬には人力のみでなく、家畜や船も当然利用された。河内国に住む石別（いそわけ）という瓜販ぎの男が、瓜を沢山馬にのせて売り歩き、売り終れば馬を殺した話が「日本霊異記」に出ている。また先にあげた「今昔物語」の水銀商、「宇治拾遺物語」の鮭商人、「義経記」の金商人吉次なども、それぞれ商品の運搬に馬を使用している。

行商人は自己所有の馬ばかりでなく、他人所有の馬も利用した。馬借がそれである。馬借は、最初は農閑期に駄馬を借りて駄賃輸送するものであったが、室町中期以降は次第に専門化するものが多くなり¹⁷⁾、後には交通の要路に集団的にたむろして、物資の輸送に当る、いわゆる「馬借」という一つの職業とまでなった。

このように馬は距離の遠近を問わず、広く利用された。ただし、馬が一般化したのは11～12世紀の頃だといわれているので、それ以前においては文献にこそあらわれていないが、牛の使用が圧倒的に多かったろうと思われる。

遠隔地からの商品輸送には主として水上が利用された。前にあげた「日本書記」雄略紀の記事は、この例であるが、この水上进行商して廻ったのが廻船である。廻船は鎌倉中期に現われ、室町時代には酒田の六挺舟の船頭のように、かなり遠距離を定期的に運行するものもあった¹⁸⁾。(1974, 8, 17)

16) 豊田武・児玉幸多編『前掲書』108頁。

17) 同上書 108頁。

18) 同上書 108～109頁。